# 東彼杵町農業委員会総会議事録

- 1. 開会日時 令和 4 年 3 月 25 日 (金) 午後 1 時 30 分~午後 2 時 30 分
- 2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

### 出席委員

会長西坂秀徳1番林田佐知雄2番森田誠3番三坂登4番泓純隆5番冨永政光6番迎幸枝7番欠席8番江口庄平9番出口照雄10番山口義範11番清心由紀美

12番 俵坂 和則 13番 宮脇 喜八郎

## 事務局及びその他の出席者

事務局長 髙月 淳一郎 書記 前田 篤史 竹下 由紀子

- 3. 議事録署名委員の指名について
- 4. 報告事項
  - (1) 農地の合意解約について (農地法第18条第6項)
- 5. 議事
  - (1) 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第45号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
  - (3) 議案第46号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
  - (4) 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - (5) 議案第48号 農地のあっせん申出について
- 6. その他

### 事務局長

令和3年度最後となります、第12回目3月期の東彼杵町農業委員会総会を始めさせて頂きます。今回からまん延防止措置が解除されまして、推進委員さんも合わせた総会ということで3ヶ月ぶりになります。本日の農業委員さんは、7番の中山委員さんが都合により欠席ということで13名、推進委員さんにつきましては、13番の堤委員さんが欠席ということで同じく13名ということです。

#### 議長

(挨拶)

議事録署名人の指名についてということで8番の江口委員、9番の出口委員にお願い したいと思います。よろしくお願いします。

報告事項(1)農地の合意解約についてということで、農地法第18条第6項、事務局より説明をお願いします。

# 事務局

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告いたします。8 件ございまして、いずれも借り人が同じです。合意解約の理由が、農業者年金の関係もありまして、借受人を後継者へ変更するため、経営移譲のための一旦解約となっております。全て基盤強化法で契約されている土地でございまして、8 件、10 筆、総面積が 15,967 ㎡です。4 ページから 7 ページは参考に資料をつけております。

### 議長

ありがとうございました。1番から8番まで全て同じ方の内容ということで、この件に関しまして質疑があられましたら、挙手をもってお願いしたいと思いますが、ないでしょうか。

ないということですので、これをもって報告にかえさせて頂きます。

議事にはいりますけど議事にはいります前に、今までは議事の採決に関しまして、

「異議なし」という声で簡易採決という形でとらせて頂いていました。色々な申請に つきましては、事務局を通しまして、かなり事務局の方で判断された内容でしたの で、極端に変更になるような判断というのが無かったものですから、1 件だけ昨年で したか、わかりにくいということがありましたので、挙手による採決をとらせて頂き ましたけれども、実際問題としまして、一般の方の傍聴というのも可能性があるということで、その際に一般の方が傍聴された場合に、採決の判断がしづらいというよう な声もあります。実際にそう感じられることだろうと思いますので、今からは農業委員さん、推進委員さん来て頂いておりますが、採決に関しましては農業委員さんのみとなっておりますので、農業委員さんのみの挙手による採決でお願いしたいと思って おります。

本来は起立採決になっているそうですけれども、挙手をしてもらえれば数もわかりますし、はっきりしますので、挙手の採決でお願いできればと思っております。この件に関しまして皆様方から質疑がありましたらお受けします。

ないでしょうか。それでは、早速ですが採決を取りたいと思います。今の内容で問題ない、簡易採決の挙手採決でこれから大丈夫と賛成頂ける方は挙手をお願いします。 ありがとうございます。賛成多数ということで、これからは挙手による採決で進めさ せて頂きたいと思います。

それでは、早速ですが5番の議事に入りたいと思います。

(1) 議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請についてということで、3件ございます。事務局より説明をお願いします。

## 事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求めます。

3 件ございまして 1 件目が所有権移転、無償ということで贈与でございます。瀬戸郷の 1359、1368、1369、1374-1、1374-2、1440、田 3 筆、畑 3 筆、計 6 筆で 3,889 ㎡です。申請事由の所に書いておりますけれども、すでに 50 年、管理・耕作をしてもらっているということで、今回、贈与されるという内容になっております。

2番目と3番目につきましては貸借の件となっております。2番目が使用貸借、瀬戸郷の272-1、田1筆、143㎡、こちらも以前から借受人が管理をされているということで、今回2a未満の農業用倉庫用地として利用を予定しているということで、転用の許可は不要の案件となっております。期間は10年間となっております。

3 番目が賃貸借権の設定です。駄地郷の 233-1、242-1、243、244、245、田 5 筆で 3,661 ㎡、令和 4 年 2 月の総会の時に新規で 28a を借受けられて、又、規模を拡大されるということで、こちらの圃場では野菜を作っていきたいと言われておりました。 期間は 5 年間で、物納ということで米 30 kg と野菜をつけてお渡ししいたいということでした。 10 ページ、11 ページは図面をつけております。

# 議長

ありがとうございました。それでは、まず1番につきまして質疑応答を受けたいと思いますが、質問がございます方は挙手をもってお願いします。

「はい」の声

### 議長

それでは1番につきまして、許可するということでよろしいという方は挙手をお願い します。

ありがとうございます。賛成多数ということで許可といたします。

ないようでしたら、採決の方に入ってよろしいでしょうか。

申請番号2番につきまして、引き続き質疑応答を受けたいと思いますけれども、この件に関しまして質問がございます方はお願いします。

質問はないでしょうか。ないようでしたら採決をとりたいと思います。

2番につきまして、許可相当ということで賛成いただける方は挙手をお願いします。 ありがとうございます。 賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして、3番につきまして質疑応答を受け付けたいと思いますけれども、質問が あられる方は挙手をもってお願いします。

ないようでしたら採決をとりたいと思います。3番につきまして賛成の方は挙手をお 願いします。 ありがとうございます。 賛成多数ということで、全て3件とも許可するということで 進めさせて頂きたいと思います。

引き続き(2) 番議案第45号、農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(所有権移転)について、 基盤強化法の基本要領の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決 定するため審議を求めます。

1番が彼杵宿郷の 1710-1、1710-2、樹園地、果樹畑になると思います。2筆で 3,151 ㎡、後継者への贈与となっております。14ページの上の段に図面をつけております。

### 議長

この件につきまして、質問があられる方は挙手をもってお願いします。

ないようでしたら採決に移りたいと思います。申請番号1番につきまして、賛成される方は挙手をもってお願いします。

ありがとうございます。 賛成多数ということで、許可することといたします。 引き続き2番から事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

2番と3番につきましては賃貸借権の設定となっております。借受人が同じです。場所は法音寺郷の1088、1093、1106、1111、茶畑です。4筆で4,301㎡、4筆で10,000円、20年間となっております。

3番目の方が法音寺郷の 1087、1089-1、2 筆で 2,499 ㎡、茶畑、2 筆で 20,000 円、20 年となっております。2番、3番合わせて今回貸し付けるという内容になっております。

### 議長

ありがとうございました。同じ方が借りられるということで、2番、3番合わせて質 疑を受けたいと思います。この件に関しまして、質問があられる方は挙手をもってお 願いします。

何もないようでしたら、採決の方に移らせてもらってよろしいでしょうか。 それでは2番、3番につきまして、賛成と許可される方は、挙手をもってお願いしま す。

ありがとうございます。賛成多数ということで決定したいと思います。

続きまして(3) 議案第46号、農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、 基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決 定するため審議を求めます。

3件ございまして、1件目が中岳郷ですけれども地番は省略いたします。田11筆、

畑1筆、計12筆の13,612㎡、借受人は令和3年度から蔵本、橋の詰め辺りで貸借を3,680㎡されているところでございます。新たに中岳の方でも借受けたいということでございました。3年間の契約とされております。

2 件目が三根郷の 2783-1、2783-2、2783-3、田 3 筆、3,675 ㎡、使用貸借権の設定です。ここは R3 年の 5 月の総会の折にあっせんということで出していた所です。5 年間の使用貸借で出されております。

3 番目が蔵本郷 1505、1530、使用貸借権の設定、5 年間の使用貸借権設定となっております。

議長

ありがとうございました。まず、申請番号1番につきまして、質疑応答を受け付けたいと思いますけれども、質問があられる方は挙手をもってお願いします。 ないようでしたら採決を取らせてもらっていいでしょうか。

「はい」の声

議長

それでは1番につきまして、許可ということでよろしい方は挙手をお願いします。 ありがとうございます。 賛成多数で許可することといたします。

続きまして、2番につきまして質疑応答を受付けたいと思います。質問があられる方は挙手をもってお願いします。

泓委員

4番、泓です。あっせんが出ていて、5年となっているのですが、その前にもし、買い手があったらその前でもいいですか。

事務局

その際は一旦解約をして、問題ないと思います。

議長

その他、質問はないでしょうか。

ないようでしたら、採決の方に移らせてもらってよろしいでしょうか。

「はい」の声

議長

採決をとりたいと思います。2番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。 ありがとうございます。賛成多数ということで、許可するということで進めたいと思 います。

続きまして、3番につきまして質疑応答を受付けたいと思います。質問があられる方は挙手をもってお願いします。

ないようですので、採決をとらせてもらってよろしいでしょうか。

「はい」の声

議長

3番につきまして、採決をとりたいと思います。

この件に関しまして、許可ということでよろしい方は挙手をお願いします。 ありがとうございます。 賛成多数ということで許可することといたします。 続きまして、議案第 47 号ですけれども、前平さん退席をお願いします。

(4)番の議案第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてということで、事務局より説明をお願いします。

事務局

修正がありまして、左上に議案第43と書いてありますが、47の間違いです。43を47に訂正をお願いいたします。

2月の総会の折に農業委員さんには説明をさせて頂いたのですが、先月まだ準備が整っていないということで、今月に繰り越している議案となってす。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。有償の所有権移転ということで、一般住宅用地への転用となっております。備考にも記載しておりますが、9月総会におきまして、農用地の除外を協議した圃場になっております。20ページが場所です。川内公民館から登って行った所になるのですが、この航空写真では茶畑のようになっておりますが、23ページのような写真の状況です。今は何もありません。

22 ページですが、被害防除計画書ということで、①の (1) 申請地の造成計画については、現状のまま利用するということで、写真の通り平地となっておりますので、造成は必要ないだろうということでした。②番、農業用用排水路施設の有する機能に支障を生じさせないための措置ということで、雨水排水については水路放流、汚水は合併浄化槽、生活雑排水は合併浄化槽ということで、道路側溝に流すということになっております。③の周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせない措置ですけれども、建物の高さを加減するということで、高さ 6.35m程度とされております。

27 ページですが、代替地検討に関する報告書ということで、検討地 1、検討地 2 とありまして、彼杵宿郷 654-9、宅地、1,949.36 ㎡も検討されましたが、面積が広すぎて断念、検討地 2 は平似田郷 719-2、宅地、313.22 ㎡、こちらは価格の折り合いがつかず断念したということで、やむをえず農地にしたということで書いておられます。右側が理由書です。今回の申請地が 549 ㎡ということで、500 ㎡を超える面積となる場合は、こういった理由書をつけないといけないとなっております。北側法面の状況が配置図の面積表示にあるように、約50 ㎡は宅地として利用できないということで、有効面積は 500 ㎡以内にされているということで書いておられます。25 ページに戻っていただいて、北側法面というのが、建物がありましてその上側です。そこの約50 ㎡が法面で使えない所ということで、除いて 500 ㎡以内に収めておりますという理由書をつけております。

議長

ありがとうございました。この件につきまして質疑を受付けたいと思いますけれど も、質問等ございます方は挙手をもってお願いします。 質問がないようでしたら、採決の方に移らせてもらってよろしいでしょうか。

「はい」の声

議長

それでは、当農業委員会といたしまして、この件に関しまして決定するということで よろしいという方は、挙手をお願いします。

ありがとうございます。賛成多数で決定ということで、これを県の方へ上達したいと 思います。ありがとうございました。

それでは(5)番の議案第48号、農地のあっせん申出についてということで、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地のあっせん申出についてということで、標記の件について、下記のとおりあっせんの申し出がありましたので、審議をお願いいたします。1件ございます。

瀬戸郷 924-1、地目が田、面積 1,493 ㎡、希望区分が貸借ということで、無償でもいいから誰か作って欲しいということでございました。29 ページに図面を付けておりますけれども、提出される際に事前に清心さんにもご相談したということで、話が進んでいるようでございまして、太ノ原の方が、中間管理事業を使って借り受ける予定ということで、今、手続きをしているところでございます。

議長

ありがとうございました。それでは地元委員の林田委員さんから、今までの経緯を説明いただければと思います。

林田委員

1番林田です。この件につきまして、借受予定者から近くに土地を探していること を、去年位からどこかないかと相談を受けていまして、たまたまこういうあっせんを 受けたので、どうですかと話しをしたところ、地権者と直接会ってもらいました。双 方で合意をいただきまして、役場にも連絡をして下さいと頼まれました。

中間管理機構から5年の契約で借りるということで、そのことについて地権者にも連絡をとって、OKをもらいましたとのことでした。

議長

ありがとうございました。最近はあっせんがでても借り手がいないことがありまして、うまく地元委員さんが力になっていただいて、助かりました。

あっせんで場所が決まらない所は、委員さん、推進委員さん情報を共有されて、借り 手を探していただければと思いまので、今後共よろしくお願いします。

他に何かないでしょうか。

ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。 お疲れ様でした。